

主 文

再審査請求人らの本件各再審査請求をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人ら（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、学校法人Aに雇用され、B所在のC病院（以下「事業場」という。）にて、手術室勤務の看護師として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において死亡しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午後〇時頃（推定）」、直接死因「リンパ球性心筋炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け死体検案書において、死亡したときは平成〇年〇月〇日午後〇時頃（推定）、直接死因はリンパ球性心筋炎、発症から死亡までの期間は数日間内外（推定）である旨述べており、E医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、直接の死因はリンパ球性心筋炎に基づく急死、発症時期は死亡の数日前と考えられる旨述べている。さらに、F医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名はリンパ球性心筋炎である旨述べていることから、当審査会としても、被災者の直接死因はリンパ球性心筋炎（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

また、本件疾病の発症原因について、E医師は、おそらくウイルス感染によるものと述べ、F医師は、リンパ球性心筋炎はウイルス感染によるものが大半であり、一般的に誰にでも感染するリスクがあると述べている。

- (2) 虚血性心疾患等については、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）が策定されているところであり、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。もっとも、本件疾病について認定基準に照らしてみると、認定基準では「不整脈による突然死等」は「心停止（心臓性突然死を含む）」に含めて取り扱うこととされているものの、F医師、G医師は、ウイルス性心筋炎に合併した致死性不整脈であると推定するとしており、直接死因が致死性不整脈であるとは認めていない。

そうすると、直接死因となった本件疾病は、認定基準が定める対象疾病に該当するものとはならず、同基準をもって被災者の本件疾病の発症及び死亡の業務起因性を判断することはできないものとなる。

- (3) 請求人は、被災者が本件疾病にり患した理由又は病状が重篤化した理由につ

いて、過重な業務により体力が減退し、免疫力が低下したことにあるとも主張していることから、以下、被災者が本件疾病の原因たるウイルスに感染したこと及び同病態が重篤化し、死亡に至ったことの業務起因性について検討する。

まず、被災者の業務において、本件疾病の原因となるウイルスに感染した可能性について検討すると、被災者は事業場の看護師であり、院内感染が生じる可能性はあるものの、同ウイルスについて、特に医療関係者の感染が多いとする論拠はなく、また、事業場関係者も当該ウイルスへの院内感染の可能性について何らの言及もしておらず、さらにこれを推認させる何らの事情も見受けられないことから、被災者の業務と本件疾病の原因たるウイルスへの感染との間に因果関係を認めることはできないものである。

次に、被災者の業務が過重であり、体力低下により本件疾病の重篤化を招いたといえるかについて検討すると、被災者の本件疾病発症前の時間外労働時間は決定書理由に説示のとおり、深夜勤務後の仮眠時間を労働時間に含めて算定しても、発症前1か月が4 1時間9分、発症前2か月ないし6か月間平均では、発症前2か月の平均4 8時間4 9分が最長であることから、通常人の免疫力を低下せしめるほどの過重な労働に従事していたとは評価し得ず、この点、仮に請求人が主張するような自宅学習や勉強会等への出席を加味しても、同判断は変わり得ないものである。

なお、仮に請求人に疲労がみられ、免疫力の相対的低下があったとしても、本件疾病の原因たるウイルスが当該免疫力の低下に乗じて活性化すると具体的な根拠はなく、また、そもそも過労により免疫力が低下し疾病が重篤化したことをもって、業務との因果関係を認めることができないことはいうまでもないことであり、同主張は失当であるといわざるを得ない。

(4) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。